

西宮市脱炭素社会に向けたロードマップ策定等支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市は、令和3年2月に2050年までにCO₂排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

国において令和3年6月に「脱炭素ロードマップ」が示されたことから、本市でも2030年及び2050年の中長期的な展望の中で、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な具体的な施策を検討し、推進していく必要がある。

また、令和3年6月の地球温暖化対策推進法の改正により、再生可能エネルギーの利用の促進に関して目標を定めるものとされたため、現行の「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の令和6年度からの後期計画には市域の再生可能エネルギーの導入目標を設定する必要がある。

これらに対応するために、

(1) 市域の再生可能エネルギーの導入可能性の検討と再生可能エネルギー導入目標（案）の策定

(2) 公共施設等における再生可能エネルギーの導入可能性の調査

(3) 市域の脱炭素に向けたロードマップの策定と具体的な施策の提案

の三つの事項についての業務を行う。

上記の業務に際し、民間事業者の企画提案を募集し、豊富な経験や知識を有する受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うこととする。

なお、本業務は、環境省の補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（以下、「環境省補助事業」という。）」を活用し実施する予定である。

2. 事業の概要

(1) 件名

西宮市脱炭素社会に向けたロードマップ策定等支援業務公募型プロポーザル

(2) 主催者

西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課

(3) 受託候補者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書等を求め、応募者の資格要件及び評価基準を基に審

査し業務受託候補者を決定する。

(4)委託業務内容

別紙「西宮市脱炭素社会に向けたロードマップ策定等支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。

(5)委託上限額

金額 9,550,000 円(税込み)

(6)契約期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3. 応募者の資格要件

次の全ての項目に該当する事業者単体、または複数の事業者により構成される共同体の代表事業者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2)令和 4 年度(2022 年度)西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3)参加申込書等の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号及び同条第 6 号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年西宮市条例第 67 号)第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (7)別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8)複数の事業者により構成される共同体の代表事業者の場合は、全ての構成事業者が上記 3- (1)～(7)の要件すべてを満たしていること。

4. 選考スケジュール

(1) スケジュール

内 容	時 期
西宮市HPへの掲載により公募を開始	令和4年5月6日(金)
質問の受付	令和4年5月6日(金)～5月20日(金)
質問の回答	令和4年5月25日(水)
参加申込書等の提出期限	令和4年5月27日(金) 必着
企画提案書等の提出期限	令和4年5月31日(火) 必着
選考(プレゼンテーション)	令和4年6月6日(月) 又は7日(火) 予定
選考結果通知	令和4年6月8日(水) 予定
委託予定業者と随意契約	令和4年6月中旬頃

※環境省補助事業の採択結果によっては、契約時期が遅れる可能性があります。

(2) 参加申込書等の提出について

①提出期限

令和4年5月27日(金)17:30まで(必着)

②提出様式

様式番号	様式名	内容等	部数
第1号	参加申込書	様式のとおり。	正本1部 副本1部
第2号	会社概要書	様式のとおり。	
第3号	業務実績書	平成29年度から令和3年度までに地方公共団体から受託した同種業務実績を記入すること。	
第4号	業務主任技術者業務実績報告書	平成29年度から令和3年度までに地方公共団体から受託した同種業務実績を記入すること。	
第5号	業務実施体制報告書	本業務の担当予定業務を踏まえて記入すること。	
第9号	共同企業体結成届出書	共同企業体として参加する場合のみ提出すること。	

③提出方法

郵送又は持参

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※持参の場合は土日祝日を除く9:00～17:30に限る。

(2) 企画提案書等の提出について

①提出期限

令和4年5月31日(火)17:30まで(必着)

②提出様式

様式番号	様式名	内容等	部数
第 6 号	企画提案書	様式のとおり。	正本 1 部 副本 7 部 (※)
任意様式	提案書	下記「④提案内容」に沿って、企画提案をすること。 A 4・20 ページ以内(両面印刷 10 枚分)までとする。	
任意様式	見積書	金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。	

(※) 提出時の表紙を除き、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

③提出方法

郵送又は持参

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※持参の場合は土日祝日を除く 9 : 00 ~ 17 : 30 に限る。

④提案内容

仕様書の業務内容及び下記内容を踏まえること。

ア.業務遂行スケジュール及び業務遂行体制

イ.その他貴社独自の提案、工夫等

※仕様書の内容以上の業務項目等が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の要領で書類を提出すること。

ア. 受付期間

令和 4 年 5 月 6 日(金)から 5 月 20 日(金)17 : 30 まで(必着)

イ. 提出方法

質問書(様式第 7 号)を電子メールにて提出

※電話、F A X、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

ウ. 回答方法

令和 4 年 5 月 25 日(水)までに全ての質問及び回答を本市 H P にて公開する。

5. 選考

(1) 候補者の選定

応募者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの結果を踏まえ、審査評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最高得点獲得者 1 者を選定する。

ア. プレゼンテーション実施日時(予定)

令和 4 年 6 月 6 日(月)又は 6 月 7 日(火)

※時間は、1 応募者につき約 30 分(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度)

※具体的な時間、場所等については別途通知する。

イ. 出席者

業務責任者（業務従事者を監督する者）及び業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）は必ず出席し、全5名以内とする。

※プレゼンテーションは必ず業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）が行うこと。

※やむを得ない事情で配置を予定している業務責任者または業務主任技術者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し本市の了解を得ること。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のために、WEB会議（例：ZOOM）で行うことがある。

(2) 選考結果通知

選考結果は応募者全員に対して書面により通知する。また、受託候補者として決定した応募者及び次点とされた応募者については、その旨を付して通知する。なお、結果（評価、採点等）に関する異議は受け付けない。

(3) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提出書類に虚偽の記載や重大な誤脱があった場合
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ④提出された見積金額が委託上限金額を超える場合

(4) 評価基準

以下の評価基準に基づき審査を行うこととする。①提出書類の合計 25 点満点で審査し、②プレゼンテーションの合計 65 点、③見積金額 10 点の合計 100 点満点で審査を行う。

		主な評価基準	配点
①	業務遂行能力 (組織)	同種の業務実績	25
		業務実施工程及び進行管理	
業務遂行体制			
	業務遂行能力 (業務主任技術者)	同種の業務実績	
②	企画提案能力	業務内容の理解度	65
		温室効果ガスに係る現状分析等	
		再生可能エネルギー導入目標の作成等	
		脱炭素ロードマップ策定等	
③	業務見積	見積り金額	10
合計			100

(5) 契約の締結

ア. 審査の結果、業務受託候補者として選定された事業者（共同体の場合は、代表事業者）と本

市の双方協議のうえ最終の仕様を決定し、見積価格の範囲内で業務委託契約を締結するものとする。

- イ. 契約金額の100分の5以上を契約保証金として西宮市に納付するものとする。
- ウ. 選定は提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容等について変更や修正を依頼する場合がある。※契約時には事業実施項目や見積額・支払方法等について受託候補者と再度協議を行うこと。
- エ. (1)において選定された業務受託候補者と契約の合意に至らない、または参加資格に適合しなかった場合については、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6. 注意事項

- (1)本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、応募者の負担とする。また、前項の理由等により本業務が実施されなかった場合、作業等に要した費用についても同様に応募者の負担とする。
- (2) 契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市 HP(<https://www.nishi.or.jp>)の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書(契約約款)・特約・誓約書>業務委託契約書(契約約款)特約含む」で事前に記載内容を確認しておくこと。
- (3)提出された書類等は返却しない。なお、委員会の判断により記載内容の確認のため補足資料の提出を求められることがある。
- (4)書類提出後の差替え及び追加等は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、委員会が承認した場合はこの限りではない。
- (5)提案は一応募者につき一提案とする。
- (6)配置予定の業務責任者及び業務主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。ただし、これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。また、業務責任者と業務主任技術者の兼任は認めない。
- (7)提出された書類の著作権は応募者に帰属するが、情報公開請求があった場合は「西宮市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8)参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第8号)を提出すること。

7. 問い合わせ・提出先

西宮市 環境局 環境総括室
環境学習都市推進課 施策推進チーム
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3
※執務時間：平日 9 時～17 時半
電話番号：0798-35-3818
MAIL：kangaku@nishi.or.jp